

PCB廃棄物の収集・運搬に関する基準の強化（政省令改正）について

環境省産業廃棄物課

処理（収集・運搬）基準の強化

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 >

（平成16年1月21日公布、平成16年4月1日施行）

（PCB廃棄物の）収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。（第4条の2 第1号 ホ）

（PCB廃棄物を）収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。（第4条の2 第1号 ヘ）

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 >

（平成16年3月30日公布、平成16年4月1日施行）

（運搬容器の）構造は、次のとおりとする。（第1条の11）

- 一 密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 二 収納しやすいこと。
- 三 損傷しにくいこと。

許可基準の強化

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 >

(平成16年3月30日公布、平成16年4月1日施行)

【特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請】

廃PCB等、PCB又はPCBの収集又は運搬を業として行う場合には、申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(第10条の12 第3項)

- 一 運搬容器の構造図
- 二 随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具(以下「連絡設備等」という。)の概要を記載した書類
- 三 事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないように応急の措置を講ずるための設備又は器具(以下「応急措置設備等」という。)の概要を記載した書類
- 四 その業務に直接従事する者が次条第二号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類

【特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準】

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の)基準は次のとおりとする。

(第10条の13)

- 一 施設に係る基準
 - 二 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- 二 申請者の能力に係る基準
 - ロ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。
 - (1)当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に関し特に注意すべき事項
 - (2)当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に応じた取扱い
 - (3)事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
 - (4)緊急時における連絡の方法